



2018年7月31日

各 位

会 社 名 理研ビタミン株式会社
代表者名 代 表 取 締 役 社 長 山 木 一 彦
(コード番号4526 東証第一部)
問合せ先 常務取締役経営企画部長 佐藤 和弘
(T E L 03-5275-5111)

第三者割当による自己株式処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、第三者割当による自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 処分要領

(1) 処分期日	2018年8月30日
(2) 処分する株式の種類および数	普通株式 40,100株
(3) 処分価額	1株につき4,300円
(4) 処分価額の総額	172,430,000円
(5) 処分予定先	日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与E S O P信託口)
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件といたします。

2. 処分の目的および理由

当社は、本日開催の取締役会において、執行役員（顧問執行役員を含み、取締役兼務者を除く。以下同じ。）を対象に、当社の中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意欲を高めることを目的として、株式付与E S O P信託（以下「E S O P信託」といいます。）の導入を決議しております。

E S O P信託の概要については2018年7月31日付で公表いたしました、「「株式付与E S O P信託」の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

本自己株式処分は、E S O P信託の導入に伴い、当社が三菱U F J信託銀行株式会社との間で締結する株式付与E S O P信託契約の共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与E S O P信託口）に対し、第三者割当による自己株式処分を行うものです。

処分株式数につきましては、株式交付規程に基づき信託期間中に執行役員に交付すると見込まれる株式数であり、その希薄化の規模は、2018年3月31日現在の発行済株式総数20,352,550株に対し0.20%（小数点第3位を四捨五入、2018年3月31日現在の総議決権個数164,406個に対する割合0.24%）と小規模なものです。

本自己株式処分により割当てられた当社株式は株式交付規程に従い当社執行役員に交付が行われるものであり、本自己株式処分による株式が一時に株式市場に流出することは想定されていない

ことから、流通市場への影響は軽微であり、処分株式数および希薄化の規模は合理的であると判断しております。

3. 処分価額の算定根拠およびその具体的内容

処分価額につきましては、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため本自己株式処分に係る取締役会決議の前営業日（2018年7月30日）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）における当社株式の終値である4,300円としております。取締役会決議の前営業日の当社株式の終値を採用することにいたしましたのは、取締役会決議直前の市場価格であり、算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためです。

また、当該価額は東京証券取引所における当該取締役会決議の直前1か月間（2018年7月2日から2018年7月30日まで）の当社株式の終値の平均値である4,235円（円未満切捨て）に101.53%（プレミアム率1.53%）を乗じた額であり、当該取締役会決議の直前3か月（2018年5月1日から2018年7月30日）の終値の平均値である4,281円（円未満切捨て）に100.44%（プレミアム率0.44%）を乗じた額であり、同直前6か月間（2018年1月31日から2018年7月30日）の終値の平均値である4,188円（円未満切捨て）に102.67%（プレミアム率2.67%）を乗じた額であることから、特に有利な処分価額には該当しないものと判断いたしました。

なお、上記処分価額につきましては、監査等委員会が、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

4. 企業行動規範上の手続き

本件の株式の希薄化率は25%未満であり、支配株主の異動もないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

以上